

答申書

令和4年11月17日付けで相模原市長から諮問のあった件(令和4年度諮問第4号)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下すべきである。

第2 事案の概要

本件は、相模原市長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対し、審査請求人が平成21年度を初めに順次滞納していた市県民税及び平成26年度を初めに順次滞納していた国民健康保険税について、令和4年5月11日付けで、審査請求人が株式会社○から同年5月分以降支払を受けるべき給与・賞与等(扶養手当・残業手当等の各種手当等を含む。)から国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項から第3項までの規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権の差押処分(以下「本件処分」という。)を行ったところ、審査請求人が、同年8月8日、本件処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした事案である。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 違法性について

本件処分を行うに当たっては、「督促状を発した日から起算して十日を経過した日まで」にその督促に係る市県民税及び国民健康保険税を「完納しないとき。」との要件が存在するが(地方税法(昭和25年法律第226号)第331条第1項第1号及び第728条第1項第1号)、本件処分に係る督促状が発されたのは平成31年のものが最後であり、本件処分に先立つ十日前前後の時期には、督促状の発送がなかったから、本件処分は違法である。

(2) 不当性について

滞納以後、処分庁との間では、都度現状届を提出したり、納付に関する話をしたりしていた。また、令和4年3月には、処分庁の担当職員が交代するので、交代したら給与明細を出すようにという具体的な指示もあった。

そのような協議継続中における本件処分は、仮に法律上の要件を満たすとしても、不当である。

2 処分庁の主張

(1) 違法性について

処分庁は、審査請求人に対し、地方税法第20条第1項の規定に基づき、本件処分に係る市県民税及び国民健康保険税につき、都度、納税通知書を発し、また、本件処分に係る滞納につき、都度、督促状を発した。

なお、処分庁の発した納税通知書及び督促状は、審査請求人に対し、通常到達すべきであったときに送達があったものと推定される所(地方税法第20条第4項)、本件では、処分庁より発送された納税通知書及び督促状は、郵便不着とならなかった。

それにもかかわらず、審査請求人は、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、当該督促に係る市県民税及び国民健康保険税を完納しなかった。

これらの事実には争いがなく、処分庁の本件処分には要件に欠ける所がないから、本件処分は適法である。

(2) 不当性について

令和4年3月に、処分庁担当職員が、審査請求人に対し、令和4年4月の給料の状況も含めて相談するよう伝えたことの限度では認めるが、これは、令和4年4月に当該担当職員が人事異動予定だったためであり、当該担当職員は、審査請求人に対し、令和4年4月になったら後任の担当職員に対して審査請求人から改めて連絡するよう伝えていた。それにもかかわらず、審査請求人は、令和4年4月中に連絡をせず、また、給与明細の送付などもしなかったため、本件処分に及んだものである。

こうした経過でなされた本件処分に、不当な点はない。

第4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
-----	---------

令和4年11月17日	審査庁から諮問書を受付
令和4年11月18日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和5年1月6日	調査審議
令和5年2月22日	調査審議

第5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 事実関係

本件においては、次の事実が認められる。

(1) 本件処分に係る納税通知書及び督促状の発送状況について

処分庁は、審査請求人に対し、次のアからサまでに掲げる日に、地方税法第13条第1項の規定により市県民税及び国民健康保険税の納税通知書を発送し、また、納期限までに納付のなかった期別について、地方税法第329条第1項及び第726条第1項の規定により督促状を発送した。

ア 平成21年度市県民税

納税通知書発送日：平成21年6月1日

督促状発送日：第1期分ないし第4期分について、平成21年7月17日から平成22年2月19日にかけて

イ 平成22年度市県民税

納税通知書発送日：平成22年6月1日

督促状発送日：第1期分ないし第4期分について、平成22年7月20日から平成23年2月18日にかけて

ウ 平成24年度市県民税

納税通知書発送日：平成24年6月1日

督促状発送日：第1期分ないし第4期分について、平成24年7月20日から平成25年2月20日にかけて

エ 平成25年度市県民税

納税通知書発送日：平成25年6月1日

督促状発送日：第1期分ないし第4期分について、平成25年7月19日から平成26年2月20日にかけて

オ 平成26年度市県民税

納税通知書発送日：平成26年6月1日

督促状発送日：第1期分ないし第4期分について、平成26年7月18日から平成27年2月20日にかけて

カ 平成26年度国民健康保険税

納税通知書発送日：平成26年6月10日

督促状発送日：第1期分及び第3期分ないし第10期分について、平成26年7月18日から平成27年4月20日にかけて

キ 平成27年度国民健康保険税

納税通知書発送日：平成27年6月10日

督促状発送日：第1期分ないし第10期分について、平成27年7月17日から平成28年4月20日にかけて

ク 平成28年度国民健康保険税

納税通知書発送日：平成28年6月10日

督促状発送日：第2期分について、平成28年8月19日

ケ 平成29年度国民健康保険税

納税通知書発送日：平成29年6月15日

督促状発送日：第1期分ないし第10期分について、平成29年7月20日から平成30年4月20日にかけて

コ 平成30年度国民健康保険税

納税通知書発送日：平成30年6月13日

督促状発送日：第1期分ないし第10期分について、平成30年7月20日から平成31年4月19日にかけて

サ 平成31年度国民健康保険税

納税通知書発送日：令和元年6月14日

督促状発送日：第1期分ないし第5期分及び第8期分について、令和元年7月19日から令和2年2月20日にかけて

(2) 審査請求人への送達について

地方団体の徴収金の賦課徴収に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達することとされており(地方税法第20条第1項)、通常を取

扱いによる郵便又は信書便によって書類を発送した場合には、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される(同条第4項)。

処分庁は、審査請求人に対し、(1)アないしサのとおり納税通知書及び督促状を発送しており、これらが郵便不着となった履歴はない。

(3) 審査請求人の納付状況等について

ア 市県民税及び国民健康保険税の徴収について、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る各税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき又は滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに各税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴収職員は、当該市県民税及び国民健康保険税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされる(地方税法第331条第1項及び第728条第1項)、審査請求人は、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、本件処分に係る市県民税及び国民健康保険税を完納しなかった。

イ 審査請求人は、平成26年度第4期までの市県民税及び平成31年度第8期までの国民健康保険税につき随時滞納を生じさせたが、その後、現状届を出すなどして、処分庁の担当者と納付について継続的に協議を行っており、滞納分についても、断続的ながら納付を行ってきた。

ウ 審査請求人は、滞納分の納付について、令和4年1月20日、記録上確認できる最後の納付を行った。なお、その後分納を怠ったのは、当時、仕事が減って収入が減ったことと、令和4年1月に令和3年分の市県民税の納付がありその納付を優先したためであった。

エ 審査請求人は、令和4年3月になって、分納再開可能になったとして、処分庁に納付に関する連絡を入れたが、同月25日に対応した担当者は、同年4月での人事異動が予定されており継続対応が困難であったため、審査請求人に、後任担当者との協議継続を申し向けた。

しかし、審査請求人は、当該人事異動が5月又は6月であると思ひ込み、また、処分庁後任担当者の方から連絡があるものと考え、後任担当者が決定された令和4年4月中には、処分庁に対する連絡及び給与明細の送付を行わなかった。

(4) 本件処分について

処分庁は、(3)の事実を踏まえ、令和4年5月11日付けで、地方税法第331条第1項及び第728条第1項の規定により本件処分を行い、国税徴収法第62条第1項の規定により債権差押通知書を第三債務者である株式会社○に送達し、また、同法第54条の規定により差押調書(謄本)を審査請求人に送付した。

(5) 本件処分の撤回について

令和4年12月19日付けで審査庁から提出された上申書によると、令和4年11月21日に、本件処分に係る第三債務者である株式会社○から処分庁に対し、審査請求人が同年10月31日付けで同社を退職した旨の退職証明書の提出があったことから、処分庁は、同年11月22日付けで本件処分を撤回し、差押解除通知書により同社へその旨を通知した。

2 審査会の判断

上に引用した事実経過及びこれを示す資料、とりわけ「令和4年12月19日付け上申書」によれば、令和4年11月11日に審理員意見書が提出された後、同月21日に本件処分の第三債務者から、審査請求人が同年10月31日付けで退職した旨の証明書が提出され、これを受けた処分庁が同月22日付けで本件処分を撤回したこと、これに基づいて、審査庁から、同年12月19日付けで以上の経過を説明するとともに、本件審査請求についての考え方を、請求棄却から請求却下に変更する旨の上申書が提出されたこと、その変更の理由が、本件処分が撤回によりその効力を消滅させたことによって、審査請求人が審査請求をする法律上の利益を失い、それによって審査請求自体が請求の利益を欠く不適法なものとなったことが明らかである。

およそ行政不服審査会において審査請求の利益が問題となる場合に、その有無を判断する基準時は、答申の基準時、すなわち審査会における調査審議の終結時であると考えられるところ、本件では、以上のような事情変更により、審査会終結時点で審査請求の利益は消滅していると判断される。

したがって、当審査会としては、本件審査請求の本案について審査するまでもなく、本案前の判断として、変更後の審査庁の裁決の考え方並びにその理由の適法性及び妥当性について確認・判断すれば足りるものである。

この点について、上記の経過に鑑みれば、審査庁の考え方の変更は妥当であり、その理由の適法性及び妥当性についても同様である。

以上から、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く不適法なものであり、却下すべきものである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

以 上